

令和 8 年度赤穂市立幼稚園 3 歳児保育 園児募集要項

令和 8 年度幼稚園 3 歳児保育の園児を下記のとおり募集します。

適切な受け入れを行うため、入園までに「面接」「プレ保育」「健康診断」「一日入園」を予定しています。必ず応募期間中にお申し込みいただきますようお願いします。

1 入園資格

(1) 年齢

令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日生まれ

令和 8 年 4 月 1 日時点で赤穂市に住民登録のある 3 歳児

(2) 実施園

	住所	TEL・FAX
赤穂幼稚園	赤穂市加里屋中洲 2 丁目 5 9 番地	4 2-2 6 1 5
塩屋幼稚園	赤穂市古浜町 1 5 6 番地	4 2-0 2 1 3
尾崎幼稚園	赤穂市尾崎 3 1 1 7 番地 3	4 2-5 2 9 2

※ 3 歳児保育で住所地の校区ではない幼稚園に入園し、翌年度に 4 歳児保育を受ける場合は、住所地の小学校区の幼稚園に転園となります。

(3) 募集枠について

「通常利用枠」と「預かり保育利用枠」の 2 つの募集枠があります。預かり保育利用枠の申し込みにあたっては保育の必要性の認定が必要となりますので、条件をご確認ください。

通常利用枠	教育課程に係る教育活動を行います。
預かり保育 利 用 枠	教育課程に係る教育活動に加えて、教育課程に係る教育活動の前後に預かり保育（通年）を行います。

※ 「通常利用枠」の人は、預かり保育を利用できません。利用枠は年度途中で変更できません。

(4) 募集人数

	募集人数	クラス数	うち通常利用枠	うち預かり保育利用枠
赤穂幼稚園	5 0 名	2 クラス	3 0 名	2 0 名
塩屋幼稚園	5 0 名	2 クラス	3 0 名	2 0 名
尾崎幼稚園	5 0 名	2 クラス	3 0 名	2 0 名

- 「預かり保育利用枠」に応募するには、父母ともに（ひとり親家庭の場合は該当する人のみ）下記のいずれかの条件を満たす必要があります。

ア	令和8年4月1日時点で、1日4時間以上かつ月16日以上、合計月64時間以上の労働を常態としている。 （令和8年4月1日からの就労内定を証明できる場合を含む。）
イ	令和8年度中に育休復帰する。（労働時間などの条件はアと同様）
ウ	妊娠中または出産後間がない。（産前・産後それぞれ約8週間以内）
エ	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護または看護している。
オ	疾病または負傷している、精神または身体に障がいがある。
カ	大学・専修学校、職業訓練校などに通学している。

※年度途中で条件を満たさなくなった場合は「通常利用枠」の扱いとなり、令和8年度中は預かり保育を利用できなくなります。

※育休復帰の方の預かり保育利用開始は育休復帰日からとなります。

※産前産後の利用可能期間は、出産予定日の8週間前の属する月から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。産前産後の利用は応募用紙提出までに申告していなければ利用はできません。

※求職活動中の人は「預かり保育利用枠」の対象に含まれません。

(5) 応募方法

赤穂幼稚園・塩屋幼稚園・尾崎幼稚園のうち、いずれか1園への応募とします。

応募用紙 配布場所	各幼稚園及び教育委員会こども育成課
応募用紙 配布期間	令和7年9月10日(水)～10月3日(金) ※土日祝を除く (幼稚園での配布時間は、午後2時～午後5時) (こども育成課での配布時間は、午前8時30分～午後5時15分 (正午～午後1時までを除く))
応募用紙 の提出先	赤穂市教育委員会 こども育成課 〒678-0292 赤穂市加里屋81番地
応募締切日	令和7年10月3日(金) ※郵送可(必着) (持参の場合は、開庁日の午前8時30分～午後5時15分 (正午～午後1時までを除く))
提出書類	赤穂市立幼稚園3歳児保育応募用紙 ※「預かり保育利用枠」に応募する場合は、保育を必要とする事由を証明する書類を添付してください。 (詳細は、別紙「申請に必要な書類」のとおり)

(6) 入園の決定について

「通常利用枠」「預かり保育利用枠」それぞれ以下のとおり入園者を決定し、後日結果をお知らせします。

① 通常利用枠

定員を超えた場合	<u>抽選</u> により入園者を決定
定員に満たなかった場合	条件を満たしている応募者全員入園可能

【抽選会】

抽選日	令和7年10月17日(金)
抽選会場	赤穂市民会館1階第4会議室 (赤穂市加里屋中洲3丁目55)
抽選時間	赤穂幼稚園：午前9時から 塩屋幼稚園：午前10時から 尾崎幼稚園：午前11時から
手順	①受付でくじを引き、番号順に着席します。 ②座席番号順に本抽選のくじを引きます。 ③定員を超えた番号の人は補欠待機となります。当選者が辞退された場合、くじの数字の順番にご案内します。 ④当選者には入園願書をお渡しします。

② 預かり保育利用枠

定員を超えた場合	保育の必要性が高い人から入園者を決定
定員に満たなかった場合	条件を満たしている応募者全員入園可能

【注意事項】

- ・応募要件を満たさない人は定員に空きがあっても「預かり保育枠」で入園決定されることはありません。「通常利用枠」で選考されます。
- ・応募書類に事実と異なる内容を記入、もしくは記載内容に保育の必要性に関する変更があったことを連絡しなかった場合は、入園決定を取り消しますのでご注意ください。この場合は「通常利用枠」の利用もできません。

2 入園決定後の手続き

(1) 入園願書受付及び面談

入園予定先	受付・面談場所	受付・面談日
赤穂幼稚園	赤穂幼稚園	11月11日（火）
塩屋幼稚園	塩屋幼稚園	
尾崎幼稚園	尾崎幼稚園	

※入園願書提出時に5分程度の面談を行います。入園予定のお子様同伴でお越しください。受付・面談時間は、午前9時から午後5時の間の時間で後日お知らせします。

(2) 健康診断

12月頃に実施予定（日時などの詳細は後日お知らせします。）

(3) プレ保育、入園説明会・1日体験入園

- ・プレ保育 11月頃に実施予定
- ・入園説明会・1日体験入園 1月頃に実施予定
（日時などの詳細は後日お知らせします。）

(4) 入園許可

1月に行う予定です。

3 保育時間、保育料などについて

(1) 保育時間

月～金曜日までの週5日間

- ・給食のない日 午前9時～午前11時
- ・給食のある日 5月～10月 午前9時～午後1時
11月～ 3月 午前9時～午後1時30分

※行事等により降園時刻を変更することがあります。

(2) 園児の送り迎え

保護者の方に送り迎えをお願いいたします。

(3) 保育料

幼児教育・保育の無償化により、無料となります。

預かり保育利用時の諸経費は、利用日数に応じて毎月徴収します。

(4) 毎月の経費

令和7年度の額（参考） 5, 500円程度

（内訳）

給食費	3, 500円	8月は不要
諸経費	2, 000円程度	PTA会費、園児福祉費、教材費、絵本代

(5) 入園経費

令和7年度の額（参考） 17, 000円程度

（内容） 園児服 園児ズボン 園児カバン ※市立保育所幼稚園共通
組帽子、用品代

※入園準備品の購入時期などについては、入園説明会でお知らせします。

●毎月の経費、入園経費に関する注意事項

- ・給食費、諸経費、入園経費は、変更することがあります。
- ・諸経費、入園経費の用品代は、幼稚園によって多少異なる場合があります。

4 預かり保育について

(1) 保育時間

午前7時30分～通常保育開始時刻、通常保育終了時刻～午後6時

※就労時間などの実態に応じて個人毎に預かり可能な時間は異なります。

(2) 預かり保育利用料など

1日 450円

- ・「保育の必要性の認定」を受けた場合は、日額450円まで無償となります。
（最大月額11, 300円まで無償）
- ・上記の他に諸経費が発生します。

※利用料や諸経費は変更することがあります。

【市立保育所との違い】

- ・学期始めや夏休み期間中など、給食がない期間は弁当を持参していただくことになります。
- ・土曜日は預かり保育を行っておりません。
- ・インフルエンザなどにより、学級閉鎖をする場合があります。学級閉鎖時は預かり保育もありません。
- ・台風などで警報が発令された場合、休園になる場合があります。
- ・求職活動での利用はできません。

【問い合わせ先】

赤穂市教育委員会 こども育成課

赤穂市加里屋 8 1 番地 赤穂市役所第 2 庁舎

TEL 0791-43-7065 FAX 0791-43-6895

E-mail kodomo@city.ako.lg.jp